

一般財団法人 江戸・東京歴史文化ルネッサンスの会 これまでの歩みとこれから

平成16年(2004年) 市民団体「江戸城再建を目指す会」を設立以来、9年を経て、認定NPO法人「江戸城再建を目指す会」は、平成25年度から新事業主体設立に向け、権威ある第三者機関により天守再建の事業検証を開始し、平成26年にはNPO法人の法人格での天守再建は不可能に近いとの結論に達し、27年度、28年度の2年度に亘り、前述の認定NPO法人の通常総会並びに理事会で、新事業主体として、一般財団法人を設立し公益財団法人を目指すことを決議しました。(25年7月NPO法人「江戸城天守を再建する会」に名称変更、以下NPO法人と云う。)

下記「7」の提言は、市民運動12年の集大成の成果として江戸城再生と歴史文化まちづくりの本流として新事業主体である一般財団法人の設立に向けた提言として纏められたものです。

平成29年1月、NPO法人理事長小竹直隆を始めとするNPO法人役員等により、清々粛々として新事業主体として一般財団法人を設立しました。

この数年間における文化観光立国を取り巻く内外の環境は、激動の時代を迎えており、当会の運動も2018年(平成30年)7月、新たな事業構想として江戸・東京歴史文化ルネッサンス5カ年基本計画(案)を発表し、同年11月旧江戸城・城下町に現存する歴史文化遺産及び失われた歴史文化遺産の学術・調査研究を開始致しました。これにより我が国の文化芸術及び地域社会の発展に寄与することを目的にして活動を展開し現在に至っております。

NPO総会決議は、総会議案に関する理事会決議も含む

1. 平成16年(2004年):
市民団体「江戸城再建を目指す会」を設立(理事長 小竹直隆)
2. 平成18年(2006年):
東京都の認証を得て、NPO法人「江戸城再建を目指す会」設立を登記
3. 平成23年(2011年):
認定NPO法人の「認定資格」取得(国税庁長官)
4. 平成25年(2013年):
認定NPO法人総会決議:新事業主体設立に向けた事業検証を開始(権威ある第三者機関に委託)
5. 平成26年(2014年):
皇居東御苑での天守再建はNPO法人では不可能に近いと結論に達す(事業構想・事業スキームの検討)
6. 平成27年(2015年):
皇居東御苑での再建事業は公益財団法人を目指すことを認定NPO法人総会決議
7. 平成28年度(2016年)3月:認定NPO法人総会決議
 - ・出来るだけ早い段階で、新事業主体・一般財団法人を設立し、公益法人を目指すことを決議
 - ・市民運動12年の集大成として、①5月「江戸城天守復元調査研究報告書の完成」②11月「天守再建を中核事業とする歴史文化ランドデザイン基本構想」を策定し、29年度総会で新事業主体に対し①②の提言を決議
8. 平成29年度(2017年)1月24日:
一般財団法人「江戸城天守再建・歴史文化まちづくりルネッサンスの会」を設立(代表理事 小竹直隆)
9. 平成29年度(2017年)3月:NPO法人総会決議
新事業主体・一般財団法人「江戸城天守再建・歴史文化まちづくりルネッサンスの会」の設立報告
*上記7. ①②を新事業主体である一般財団法人に「提言」することを総会決議
NPO法人「江戸城天守を再建する会」は、世論喚起等のため存続を決議
10. 平成29年(2017年)10月:
「江戸東京・歴史文化ルネッサンス ビジョン・5カ年基本計画(案)」を発表
11. 平成30年(2018年)4月:
法人名称変更:「江戸・東京歴史文化ルネッサンスの会」を定款登記
12. 平成30年(2018年)7月:学術・調査、検討、提言に向けた構想
「江戸・東京歴史文化ルネッサンス5カ年基本計画(案)」を発表
13. 平成30年(2018年)11月:歴史上、初の、本格的な学術・調査、研究をスタート
旧江戸城・城下町に現存する文化財及び失われた歴史文化遺産の復元・活用に向けた調査・研究、提言事業